

令和５年度 近畿農政局水土里の環境創造懇談会 議事概要

１．日 時 令和５年８月２４日（木）１３：２５～１５：０５

２．場 所 近畿農政局 第４会議室

３．出席者

（近畿農政局水土里の環境創造懇談会委員）

神戸大学 理事・副学長

河 端 俊 典

滋賀県立大学環境科学部 教授

須 戸 幹

兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

石 田 弘 明

大阪公立大学大学院農学研究科 助教

工 藤 庸 介

フリージャーナリスト

古 谷 千 絵

（近畿農政局）

事業計画課長、淀川水系土地改良調査管理事務所長

４．議事概要

・「東近江地区」環境配慮計画（案）について

・「東近江地区」環境配慮計画（案）について

○委員

保全対象生物の選定はこれで良い。

現状については、通年で排水路に水が流れているという記載がある。改修する排水路については、水が流れなくなる距離がどのくらいあるのかを確認した上で、工事する場所を決めているのか。

○農政局

排水路の整備に当たっては、基本的に現況の流域や位置を踏襲することとしている。現況で通年水が流れていれば、改修後も通年水が流れることになる。

○委員

魚にとって通年で水が流れる場所が変わると、生育場所が大きく変わる。通年で水が流れているようなところは事業後も維持されると理解した。

○委員

用排水路に生息する魚類や底生動物に対する環境配慮についての対策方法はこれで良い。

深み工やワンドは数年経つと土砂が溜まり、深み工では底面の高さが水路と同じになったり、ワンドでは陸地化したりすることもある。深み工やワンドがどれくらい増えるのか。増え過ぎると地元の方が手に負えなくなるのでないか。

○農政局

現況の排水路は、土水路や柵渠であるが、事業により管路化を進めていくので、現況より泥上げが必要な水路が増えることはない。

○委員

地域の方の協力が得られればよいが、機能するのはわかっているけどメンテナンス不十分で機能が発揮しないということがよくある。

植物についてだが、畔に生息している保全対象種は、基本的に畔は農家が草を刈ると思う。例えば、公園とかではなく、再び畔に戻すということによいか。

○農政局

基本的には畔に戻すということを考えている。現在も草刈りを行っており、事業後も草刈りは行われることになる。

○委員

元の生息環境に戻すということだと理解した。

○委員

多年生植物を地区外へ保護移植とあるが、移植のタイミングはいつになるのか。そのまま移植するのか、あるいは、一度保存した上で移植するのか。

○農政局

すぐには移植せずに保存した上で、整備後に移植することを計画している。具体的な保存場所は事業実施段階で専門家の意見を聞きながら進めていく。

例えば、●●●は現在生息している水路の上流部に移植する。これらは事業実施前でも移植が可能。●●●や●●●は生息環境である日当たりが影響するので、極力、元にあった場所に戻すことを考えている。

○委員

整備後に移植とされている植物は、工事期間中で他の場所で保存し保護・育成していくと思われるが、その期間中に枯れることや移植後に枯れてしまうことがよくある。可能であれば、1個体をそのままではなく、少し苗を増やした上で移植すると、消失するリスクが下がると思われる。例えば多年生植物の●●●の場合は毎年種ができるので、その種を使って苗を増やすことができる。整備後の環境に合わずにいくつか枯れても、生き残る個体が少しでもあるようにさえすれば、リスクは下がるのではないか。

○農政局

ご指摘を踏まえ記載を検討する。

○委員

地域づくりに関する環境保全活動として、環境学習会や●●●の引っ越し作戦を挙げているが、地域には多種多様な種がおり、動物だけでなく植物や鳥類にも保護するべきものが多い。この2つの取り組み以外にも、全体的なものをカバーできるような取り組みと、貴重な地域だという理解が醸成されるような、地域住民を広く深く巻きこんだ取り組みが必要なのではないか。

○農政局

植物についても小学生が畦畔への移植作業に取り組んでいる例もあるので、今後の取り組みとして推進していきたい。

○委員

大区画化による景観への影響はあるのではないかと考えているが、これまで大区画化する前後を比較した論文や研究、あるいは写真集がなく、風景がどう変わったのかが分からない。可能であれば、どこかの視点場からの事業実施前と後の写真を撮っておくと、今後、大区画するときの変化が分かる有益な資料になるのではないか。

○農政局

ご指摘を踏まえ対応を検討する。

○委員

資料は公表となるので、計画の段落構成、説明の無い図表、見えにくい写真等をわかりやすく整理してほしい。

○農政局

ご指摘を踏まえ記載を検討する。

○委員

水路の水が無くなる影響は、排水路と用水路の場合では違い、用水路はかんがい期のみ水が流れる。水も主にダムからなので生物にとっては元々そこにいるかもしれないが、他の場所から用水路に入ってくる機会はない。一方、排水路は出入りがある。排水路は、暗渠化される場所は少ないのか。

○農政局

排水路の半分は管路になるが、比較的排水が少ないところを対象にしている。現況において、通年で水が流れるような排水量が多いところは、計画でも開水路としている。

○委員

●●●の調査では、個体数は分かっているのか。

○農政局

●●●の調査は、夜間の鳴き声から分析している。その結果によると、各水田に生息していることが確認されている。

○委員

●●●の鳴き声で個体数が分かるのか。

○農政局

鳴き声で種類を判断している。個体数までは分からず、地域にいることまでを確認している。

○委員

鳥類について、●●●には希少性、上位性に丸印がついているが、なぜ●●●を選定したのか。

○農政局

注目すべき生物の中から保全対象生物に絞り込む際に本事業で影響を与える生物に絞り込んでいる。●●●が近隣の山で繁殖行動が見られたということ

で保全対象生物としている。その他の鳥類は生息を確認したが、営巣地が確認されなかった。

○委員

注目すべき生物の選定について、生態系の指標性のいずれかに合致していたら注目すべき生物として選定しているのか。それとも複数合致しないと選定しないのか。選定の考え方を丁寧に記載した方が良い。

○農政局

一覧表にあるように1つでも指標に該当するものがあれば注目すべき生物として選定している。ご指摘を踏まえ記載を検討する。

○委員

注目すべき生物 81 種から保全対象生物 23 種に絞られる過程が明確になっていないのではないか。

○委員

保全対象生物については、4つのグループに分類した上で、代表となる生物を設定したとしか記載されておらず、誰が、何を根拠に選定したということが記載されていないので、説明が不足しているのではないか。

○農政局

保全対象生物の選定理由については、一覧表に記載している。ご指摘を踏まえ記載を検討する。

○委員

多くの植物が注目すべき生物や保全対象生物となっているが、環境配慮対策で保全するのは一部の植物だけである。他の植物は何も対策はとられないのか。植物の場合は、グループを代表している種を守れば、他のものが守られるかという、必ずしもそうでない。

○農政局

環境配慮計画では、注目すべき生物から保全対象生物を選定しているが、保全対象生物以外を保全しないわけではなく、各グループの代表として保全していくと記載しており、基本的に注目すべき生物についても保全していくという考え方で整理している。

○委員

現在の「保全対象生物」という語は、この生物のみを保全対象とすると誤解される可能性が高いので、農政局の考え方を丁寧に記載する方が良い。

○農政局

ご指摘を踏まえ記載を検討する。

○委員

モニタリング計画では生物調査がメインになっているが、深み工やワンドでの堆積土砂の確認を追加すれば、地元の方にも土砂上げの必要性を理解いただけるのではないかと。可能であれば、モニタリング計画に追記してほしい。

○委員

深み工とワンド工の施設としての維持管理で、埋まって浅くなっていないかチェックすることは、事業中のモニタリングとしては重要なので検討してほしい。

○農政局

施設の維持管理後は事業実施後の対応となるため表にはないが、ご指摘を踏まえ記載を検討する。

以 上